

産業廃棄物処分業許可証

住 所 広島市南区東雲二丁目16番37号

氏 名 株式会社本田春荘商店
代表取締役 本田 耕市
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實

許可の年月日 令和 7年 5月11日

許可の有効期限 令和 12年 5月10日

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
新設	裏面のとおり

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H19. 12. 20	変更許可	H27. 5. 20	更新許可
H22. 4. 26	更新許可	R 2. 6. 23	更新許可
H24. 2. 14	変更許可	R 7. 6. 30	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
中 間 処 理 (破碎) この欄以下余白	廃プラスチック類（廃容器包装を含む。） 金属くず（廃容器包装を含む。） ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃容器包装を除く。） （これらのうち廃プリント配線板、水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務のあるものを除く。）を含み、自動車等破砕物、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中 間 処 理 (切断) この欄以下余白	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 鉋さいがれき類 （これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボードを含み、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白
中 間 処 理 (圧縮) 以下余白	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず （これらのうち廃容器包装、鉛製の管又は板を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。以下余白